

改 正 案	現 行
第十七条（略）	第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。
（略）	内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
第二十条（略）	第二十条 財務大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基づいて、歳入予算明細書を作製しなければならない。
（略）	衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
第二十七条（略）	第二十七条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。
第二十八条（略）	第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。
	一 歳入予算明細書 二 各省各庁の予定経費要求書等

第三十三条 (略)	三 前前年度歳入歳出予算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表 四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書 五 国債及び借入金 の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込額及びその償還年次表に関する調書 六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書 七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書 八 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書 九 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書 十 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類 第三十三条 各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、財務大臣の承認を経て移用することができる。
------------------	---

(略) (略) (略)	各省各庁の長は、各目の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。 (略) 第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。
第三十四条 (略) (略) 財務大臣は、第一項の支払の計画について承認をしたときは、各省各庁の長に通知するとともに、財務大臣が定める場合を除き、これを日本銀行に通知しなければならない。	第三十四条 各省各庁の長は、第三十一条の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、支払の計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。 (略) 財務大臣は、第一項の支払の計画について承認をしたときは、各省各庁の長に通知するとともに、これを日本銀行に通知しなければならない。
第三十四条の二 (略) (略) 第三十五条 (略)	第三十四条の二 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。)の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。 (略) 第三十五条 (略)

(略)	各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
(略)	財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が予備費使用書を決定することができる。
(略)	予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。
(略)	(略)
第三十六条 (略)	第三十六条 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを財務大臣に送付しなければならない。
(略)	財務大臣は、前項の調書に基づいて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。
(略)	内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。
(略)	財務大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。
第三十七条 (略)	第三十七条 各省各庁の長は、毎会計年度、財務大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
(略)	財務大臣は前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

(略)	各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、財務大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
第三十八条 (略)	第三十八条 財務大臣は歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作製しなければならない。
(略)	(略)
第三十九条 (略)	第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。
第四十条 (略)	第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。
(略)	前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。
第四十三条 (略)	第四十三条 各省各庁の長は、第十四条の三第一項又は前条但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならない。
(略)	(略)
第四十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平	(新設)

成十四年法律第百五十一号) 第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第四十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、調書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第四十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第四十七条 (略)

(新設)

(新設)

第四十七条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

改 正 案	現 行
第十三条の二（略） （略） 第十三条の三（略） （略） （略） （略）	第十三条の二 支出負担行為担当官が支出負担行為をするには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四条第四項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これを行うことができない。この場合において、支出負担行為担当官が同項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。 （略） 第十三条の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。 第四条の二第四項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。 第一項又は第二項の規定により支出負担行為の認証を行なう職員は、支出負担行為認証官という。

第十三条の四 (略)

第十五条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基づいて支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、又は財務大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書（以下「国庫金振替書」という。）若しくは日本銀行をして支払をなさしめるための支払指図書（以下「支払指図書」という。）を日本銀行に交付しなければならない。

第二十四条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付に関する事務を委任することができる。

） (略)

第二十九条の五 (略)

第十三条の四 前条の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三条の二第一項の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。

第十五条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基づいて支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、又は財務大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書（以下「国庫金振替書」という。）を日本銀行に交付しなければならない。

第二十四条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

） (略)

第二十九条の五 第二十九条の三第一項、第三項又は第五項の規定による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

(略) 第二十九条の八 (略) (略) 第四十七条 (略) (略) 第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。 第四十九条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成す	前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。 第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。 第四十七条 財務大臣、歳入徴収官、各省各庁の長、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを財務大臣又は会計検査院に送付しなければならない。 (略) (新設) (新設)
--	---

ることとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置を執らなければならない。

第四十九条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（新設）

第五十条 この法律施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

改正案	現行
国有財産法目次 第一章 第三章の二（略） 第四章 台帳、報告書及び計算書 第五章 雑則 附則 （境界確定の協議） 第三十一条の三（略） 2（略） 3（略） 4（略） （台帳） 第三十二条（略）	国有財産法目次 第一章 第三章の二（略） 第四章 台帳、報告書及び計算書 （新設） 附則 （境界確定の協議） 第三十一条の三 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。 2（略） 3 第一項の協議がとつた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。 4（略） （台帳） 第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに、これを備え、各省各庁には、その総括簿を

2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基^レづく変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載し、又は記録しなければならぬ。	備えるものとする。 2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基^レづく変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならぬ。
(増減及び現在額報告書、総計算書) 第三十三条 (略)	(増減及び現在額報告書、総計算書) 第三十三条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在の額の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならぬ。
2 (略)	2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在額報告書に基き、国有財産増減及び現在額総計算書を調製しなければならぬ。
3 (略)	3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。
第三十四条 (略)	第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。
2 (略)	2 前項の国有財産増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告の外、国有財産の増減及び現在額に関する説明書を添附する。
(無償貸付状況報告書、総計算書) 第三十六条 (略)	(無償貸付状況報告書、総計算書) 第三十六条 各省各庁の長は、毎会計年度末において第二十二条第一項の規定(第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。)により無償

2 (略)	貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。
3 (略)	2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基き、国有財産無償貸付状況総計算書を調製しなければならない。
第三十七条 (略)	3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。
2 (略)	第三十七条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。
(適用除外) 第三十八条 (略)	2 前項の国有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告の外、国有財産の無償貸付状況に関する説明書を添附する。
第五章 雑則 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外) 第三十八条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。	(適用除外) 第三十八条 本章の規定は、公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、これを適用しない。
	(新設)

(電磁的記録による作成) 第三十八条の三 この法律(第三十一条の三第三項を除く。)又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。	(新設)
(電磁的方法による提出) 第三十八条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。	(新設)
2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。	

改正案	現行
（支払等の報告） 第五十五条（略） 2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等又は郵政官署が行う為替取引によつてされるものである場合には、政令で定めるところにより、当該銀行等又は郵政官署を経由してするものとする。 。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又は郵政官署を経由しないで報告することができる。 第六十九条の二 削除	（支払等の報告） 第五十五条 居住者若しくは非居住者が本邦から外国へ向けた支払若しくは外国から本邦へ向けた支払の受領をしたとき、又は本邦若しくは外国において居住者が非居住者との間で支払等をしたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者若しくは非居住者又は当該居住者は、政令で定めるところにより、これらの支払等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等又は郵政官署が行う為替取引によつてされるものである場合には、政令で定めるところにより、当該銀行等又は郵政官署を経由してするものとする。 。（電子情報処理組織による手続の特例等） 第六十九条の二 主務大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による主務大臣に対する報告及び届出その他の手続であつて政令で定めるもの（次項において「特定手続等」という。）又はこの法律若しくは

はこの法律に基づく命令の規定による処分
の通知であつて政令で定める
もの（第三項において「特定通知」とい
う。）については、政令で定める
ところにより、電子情報処理組織（主務
大臣の指定する電子計算機（入出力装
置を含む。次項において同じ。）と、こ
の法律の適用を受ける取引、行為若し
くは支払等を行う者又はその者の代理
人（第三項において「対外取引者等」と
いう。）の使用に係る入出力装置とを電
気通信回線で接続した電子情報処理組
織をいう。）を使用して行われ、又は行
うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続等
は、同項の電子計算機に備えられたファ
イルへの記録がされた時に主務大臣に
到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定通知
は、同項の対外取引者等の使用に係る
入出力装置に備えられたファイルへの
記録がされた後通常その出力に要する
時間が経過した時に当該対外取引者等
に到達したものと推定する。

改正案	現行
（政府契約の必要的内容事項） 第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期 二 対価の支払の時期 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 四 契約に関する紛争の解決方法	（政府契約の必要的内容事項） 第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、左に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。但し、他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない。 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期 二 対価の支払の時期 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 四 契約に関する紛争の解決方法 （給付の完了の確認又は検査の時期） 第五条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内

の日としなければならない。

2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方からは是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

（支払の時期）

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受理した日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求書を相手方に返付することができる。この場合においては、当該請求書を返付した日から国が相手方の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合は、適法な支払請求書の提出があつたものとしなければならないものとする。

（定をしなかつた場合）

（支払の時期）

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払請求書を受けた後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求書を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求書の内容の不当が軽微な過失によるにあつては、当該請求書の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求書を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求書の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるにあつては、適法な支払請求書があつたものとしなければならないものとする。

（定をしなかつた場合）

第十条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が支払請求をした日から十五日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第四条ただし書の場合を除き同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第十一条の二 この法律の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（電磁的方法による手続）

第十一条の三 第五条、第六条及び第十条の規定に基づき相手方が行う通知又は請求が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）により行われたときは、国の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国に到達したものとみなす。

第十条 政府契約の当事者が第四条但書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が請求書を提出した日から十五日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第四条但書の場合を除き同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

（新設）

（新設）

2| 第六条第二項の規定に基づき国が行う通知が電磁的方法により行われたときは、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

改正案	現行
（旅行命令等） 第四条 略 2・3 略 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。 6 前二項の旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条の規定は、適用しない。 7 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項は、財務省令で定める。 （旅費の請求手続） 第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅	（旅行命令等） 第四条 略 2・3 略 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。但し、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。 （新設） 6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、財務省令で定める。 （旅費の請求手続） 第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅

行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出官等」という。）に提出しなければならない。この場合において必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2
4 略

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第一項の請求書又は資料の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。

8 第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、財務省令で定める。

行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出官等」という。）に提出しなければならない。此の場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2
4 略

（新設）

（新設）

（新設）

5 第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、財務省令で定める。

(実施規定)	第四十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、財務省令で定める。

改正案	現行
（再検定） 第五条 会計検査院は、前条第一項の規定による予算執行職員の弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免れる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作成し、証拠書類を添え、書面をもつて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。ただし、請求に基づいて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。 2 （略） 3 （略） 4 （略） （予算執行職員弁償責任の転嫁） 第八条 予算執行職員は、その上司から第三条第一項の規定に違反すると認められる支出等の行為をすることの要求を受けたときは、書面をもつて、その理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者（当該上司が任命権者（宮内庁長官及び外局の長であるものを除く。）である場合にあっては直ちに任命権者、当該上司が宮内庁長官又は外局の長である任命権者である場合にあっては各省各庁の長）にその支出等の行為をすることが	（再検定） 第五条 会計検査院は、前条第一項の規定による予算執行職員弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免れる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作製し、証拠書類を添えて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。但し、請求に基づいて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。 2 （略） 3 各省各庁の長又はその代理官及び予算執行職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。 4 （略） （予算執行職員弁償責任の転嫁） 第八条 予算執行職員は、その上司から第三条第一項の規定に違反すると認められる支出等の行為をすることの要求を受けたときは、書面をもつてその理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者（当該上司が任命権者（宮内庁長官及び外局の長であるものを除く。）である場合にあっては直ちに任命権者、当該上司が宮内庁長官又は外局の長である任命権者である場合にあっては各省各庁の長）にその支出等の行為をすることが

できない旨の意見を表示しなければならない。

2・3 (略)

(公庫等の予算執行職員に対する準用)

第九条 (略)

きない旨の意見を表示しなければならない。

2・3 (略)

(公庫等の予算執行職員に対する準用)

第九条 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業総合事業団、日本政策投資銀行又は国際協力銀行(以下「公庫等」という。)の総裁又は理事長(以下「公庫等の長」という。)から公庫等の予算執行の職務を行う者(中小企業総合事業団にあつては、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第三十二条第一項第二号に掲げる業務、機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十一条に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第一百五十一号)第七条に規定する業務(以下「特定業務」と総称する。)に関する予算執行の職務を行う者に限る。)として指定された者(以下「公庫等予算執行職員」という。)は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程(中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る部分に限る。以下「公庫等に関する法令」という。)に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為(以下「公庫等の支出等の行為」という。)をしなければならない。

2 (略)

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から前条までの規定は、前項の公庫等予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受け

ない公庫等予算執行職員については、第六条第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3 (略)	3 前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「予算執行職員」とあるのは「公庫等予算執行職員」と、「法令」とあるのは「公庫等に関する法令」と、「国」とあるのは「公庫等」と、「支出等の行為」とあるのは「公庫等の支出等の行為」と、「各省各庁の長」とあるのは「公庫等の長」と、「任命権者」とあるのは「公庫等の長又は公庫等の職員の任免を行う権限を有する者」と、「懲戒処分」とあるのは、公庫等予算執行職員で国家公務員法その他の法律による懲戒処分の規定の適用を受けないものにあつては「公庫等の長の行う懲戒処分に相当する処分」と、第四条第四項中「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と読み替えるものとする。
4 (略)	4 公庫等の長は、公庫等予算執行職員を指定したときは、遅滞なく、主務大臣、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
5 (略)	5 公庫等予算執行職員がその職務の執行に関し疑義のある事項について会計検査院に意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外) 第十二条 第五条第一項(第九条第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同じ。)の規定による再審の請求又は第八条第一項(第九条第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同じ。)の規定による意見の表示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。	(新設)
(電磁的記録による作成) 第十三条 第五条第一項又は第八条第一項の規定により作成することとさ	(新設)

れている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの（第五条第一項の規定による書類については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

（電磁的方法による提出）

第十四条 第五条第一項又は第八条第一項の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるもの（第五条第一項の規定による書類の提出については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 第五条第一項又は第八条第一項の規定による書類の提出が前項の規定により電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（新設）

○ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（第三十四条関係）

改正案	現行
（予算の作成及び提出） 第三条（略）	（予算の作成及び提出） 第三条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。
2（略）	2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類 二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表 四 その他当該予算の参考となる書類
3（略） 第四条	3（略） 第四条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
2（略）	2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
3（略）	3 前項の規定により国会に提出する予算には、前条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。
（補正予算） 第十条（略）	（補正予算） 第十条 公庫は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度

2 (略)	2 (略)
(暫定予算) 第十二条 (略)	(暫定予算) 第十二条 公庫は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
(移用及び流用) 第十四条 (略)	(移用及び流用) 第十四条 (略)
2・5 (略)	2・5 (略)
6 (略)	6 第一項但書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、収入支出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、その理由を記載しなければならない。
(予備費の使用) 第十六条 (略)	(予備費の使用) 第十六条 公庫は、予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作製し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。ただし、財務大臣が毎事業年度指定する各目の経費に予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作製し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。ただし、財務大臣が毎事業年度指定する各目の経費に予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作製し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

2 (略)		る場合においては、みずからその使用を決定することができる。 2 公庫は、前項ただし書の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。 3 第一項の規定による承認又は決定があつたときは、その承認又は決定に係る予備費使用書に掲げる経費については、第八条第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。
3 (略)	(財務諸表の作成、提出等) 第十八条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	(財務諸表の作成、提出等) 第十八条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2 (略)		2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。
3 (決算報告書の作成、提出等)		(決算報告書の作成、提出等)

第十九条 公庫は、決算完結後第五条第四項及び第九条第一項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。	第十九条 公庫は、決算完結後第五条第四項及び第九条第一項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。
2 (略)	2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
3 (略)	3 公庫は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
4 (略)	4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。
(決算報告書等の会計検査院への送付) 第二十条 (略)	(決算報告書等の会計検査院への送付) 第二十条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日まで、会計検査院に送付しなければならない。
(決算報告書等の国会への提出) 第二十一条 (略)	(決算報告書等の国会への提出) 第二十一条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第十九条第一項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。
(財務大臣に対する報告等)	(財務大臣に対する報告等)

第二十二條 (略)

第二十二條 財務大臣は、公庫の予算の執行の適正を期するため必要がある
と認めるときは、公庫に対し収支の実績若しくは見込について報告を
求め、又は公庫の予算の執行状況について実地監査を行うことができる
。